

電子入札に関する IC カードの(登録・変更・更新)について (お知らせ)

令和 6 年 5 月
長門市企画総務部監理管財課

電子入札を実施するために必要となる、IC カードの取扱いについてお知らせします。

Q1 代表者等を変更しましたが、旧代表者の IC カードを使用して入札ができますか？

A1 代表者等を変更したにも関わらず、旧代表者の IC カードを使用し入札を行った場合は、当該入札への参加を認めないものとし、入札書の提出後に不正使用が判明した場合は、当該入札書は、「無効」とします。

代表者等を変更した場合は、監理管財課に書面により「競争入札参加資格審査事項等変更届(建設工事又は測量・建設コンサル)」を提出するとともに、電子入札システムの利用者登録メニュー画面から「登録」を行ってください。

「競争入札参加資格審査事項等変更届(建設工事又は測量・建設コンサル)」の様式及び必要書類等については、長門市ホームページの「入札参加資格の変更に関する様式」をご覧ください。

Q2 IC カードを紛失した場合や、PIN 番号の入力間違いにより IC カードが使用できなくなった場合には、監理管財課への連絡は必要でしょうか？

A2 IC カードの破損・紛失等により、IC カードの再交付を受ける場合は、監理管財課への連絡は必要ありません。入札参加者が指定する IC カードの認証局において再発行の手続きを行い、新しい IC カードにより、電子入札システムの利用者登録メニュー画面から「登録」を行ってください。

また、新しい IC カードの取得が間に合わない場合は、「紙入札参加承認願」を監理管財課に提出し、「紙入札」により、入札に参加してください。

紙入札の様式については、長門市電子入札ポータルサイトの「様式」をご覧ください。

Q3 国及び都道府県の電子入札に参加するために、代表者名義の IC カードを購入していますが、この IC カードを使用して長門市の電子入札に参加することはできますか？

A3 電子入札コアシステムが利用できる IC カードであれば、長門市の電子入札に参加することはできません。

長門市では、代表者名義が同一であれば、1 枚の IC カードにより建設工事及び建設コンサルタント業務委託の入札に参加することができます。

また、代表者名義が異なる場合は、建設工事(1 枚)並びに建設コンサルタント業務委託(1 枚)の 2 枚の IC カードが必要となります。

Q4 代表者等の変更により新しい IC カードを購入した場合は、再度、利用者登録を行う必要がありますか？

A4 代表者等を変更した場合は、電子入札システムの利用者登録メニュー画面から再度「登録」を行って

ださい。

Q5 IC カードの有効期限が切れるため新しい IC カードに切り替えたいのですが、どうすればよいですか？

A5 電子入札システムの利用者登録メニュー画面から「IC カード更新」を行ってください。

ただし、旧 IC カードが既に有効期限切れになっているか、失効の手続きがされている場合は、「IC カード更新」ができません。その場合は、新しい IC カードで利用者登録メニュー画面から再度「登録」を行ってください。

Q6 代表者等の変更により新しい IC カードを購入し、利用者登録メニュー画面から「IC カード更新」の操作を行いましたが、電子入札システムに表示されている代表者名等が古い情報のままになっていますがよいのでしょうか？

A6 電子入札システムに表示される代表者名等は、監理管財課に提出された「競争入札参加資格審査事項等変更届（建設工事又は測量・建設コンサル）」を基に随時変更を行っています。更新時期等の理由から、電子入札システムの画面上には古い情報が表示される場合があります。

監理管財課に「競争入札参加資格審査事項等変更届（建設工事又は測量・建設コンサル）」を提出されていれば、新しい IC カードにより入札を行ってください。

Q7 市町村合併や区画整理等で会社の住所表示が変わりました。新しい住所が登録された IC カードを取得し直さなければなりませんか？

A7 市町村合併や区画整理等で住所表示が変わった場合は、旧住所表示のままで当該入札が無効となることはありませんので、必ずしも IC カードを取得し直す必要はありません。

監理管財課に「競争入札参加資格審査事項等変更届（建設工事又は測量・建設コンサル）」を提出願います。

Q8 特定 JV（特定建設工事共同企業体）の利用者登録は、どうすればよいのでしょうか？

A8 企業体の代表である構成員が単体企業として、電子入札システムに利用者登録している IC カードを使用してください。

条件付一般競争入札（事後審査型）においては、電子入札システムの「入札書提出」画面において、企業体名称を入力してください。

また、これ以降の入札は、この IC カードを使用してください。

電子入札システム(利用者登録参考画面)



①【登録】

- 1.電子入札システムに利用者情報を新規登録します。
- 2.IC カード更新ができない案件

※代表者が異なる新旧 IC カードの情報が登録されている場合は、「IC カードの不正使用」を防止するため、監理管財課において「競争入札参加資格審査事項等変更届(建設工事又は測量・建設コンサル)」を確認した後、旧 IC カードの情報を削除します。

②【変更】

- 1.既に利用者登録されている IC カードの情報を変更又は、確認することができます。

③【IC カード更新】

- 1.既に利用者登録されている IC カードの情報を、新しい IC カードの情報に更新します。
- 2.IC カード更新を行った直後から、旧 IC カードは使用できなくなります。

※次の場合は、IC カード更新はできませんので、[登録]ボタンより新規登録を行ってください。

- ・新旧カードで、取得した認証会社が異なる場合
- ・旧 IC カードが使用できない場合(有効期限切れ、失効、破損など)
- ・旧 IC カードと新 IC カードの内容(代表者又は受任者、商号又は名称、本社住所、連絡先の住所)が異なる場合